

特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第 3 号

特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年12月河合町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間」を「平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。